

令和4年第3回定例会
新冠町議会会議録
第2日（令和4年9月16日）

◎議事日程（第2日）

開議宣告

議事日程の報告

- | | | |
|-----|---------|--------------------------------------|
| 第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 第 2 | | 諸般の報告（正副委員長報告 決算・改築の2件） |
| 第 3 | | 一般質問 |
| 第 4 | 議案第42号 | 令和4年度新冠町一般会計補正予算 |
| 第 5 | 議案第43号 | 令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算 |
| 第 6 | 発委第 3号 | 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出について |
| 第 7 | 発議第 2号 | 新冠町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について |
| 第 8 | 会議案第10号 | 閉会中の継続調査について（総務産業・社会文教・議会広報常任委員会） |
| 第 9 | 会議案第11号 | 閉会中の継続調査について（議会運営委員会） |
| 第10 | 会議案第12号 | 閉会中の継続調査について（令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会） |
| 第11 | 会議案第13号 | 閉会中の継続調査について（新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会） |

閉議宣告

閉会宣告

◎出席議員（12名）

1番 武田 修一 君	2番 中川 信幸 君
3番 秋山 三津男 君	4番 氏家 良美 君
5番 但野 裕之 君	6番 竹中 進一 君
7番 長浜 謙太郎 君	8番 酒井 益幸 君
9番 須崎 栄子 君	10番 芳住 革二 君
11番 堤 俊昭 君	12番 荒木 正光 君

◎欠席議員（0名）

◎途中退席議員（1名）

11番 堤 俊昭 君

◎出席説明員

町 長	鳴海 修司 君
副町長	山本 政嗣 君
教育 長	奥村 尚久 君
総務課 長	佐藤 正秀 君
企画課 長	佐渡 健能 君
町民生活課 長	谷藤 聡 君
保健福祉課 長	鷹背 寧 君
産業課 長	島田 和義 君
建設水道課 長	関口 英一 君
建設水道課 参事	寺西 訓 君
農業委員会事務局長	山谷 貴 君
会計管理者兼税務課 長	今村 力 君
診療所事務 長	杉山 結城 君
特別養護老人ホーム所 長	竹内 修 君
町有牧野所 長	工藤 匡 君
管理課 長	湊 昌行 君
社会教育課 長	新宮 信幸 君
総務課総括主幹	小林 和彦 君
企画課総括主幹	下川 広司 君
町民生活課総括主幹	三宅 正俊 君
保健福祉課総括主幹	八木 真樹 君
税務課総括主幹	小久保 卓 君

産業課総括主幹
建設水道課総括主幹
管理課総括主幹
管理課総括主幹
社会教育課総括主幹
社会教育課総括主幹
代表監査委員

曾 我 和 久 君
磯 野 貴 弘 君
伊 藤 美 幸 君
楫 川 聡 明 君
佐々木 京 君
坂 元 一 馬 君
岬 長 敏 君

◎議会事務局

議 会 事 務 局 長
議会事務局総括主幹

田 村 一 晃 君
三 宅 範 正 君

(午前9時58分 開議)

◎開議宣告

○議長（荒木正光君） 皆さんおはようございます。ただいまから令和4年第3回新冠町議会定例会第2日目の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（荒木正光君） 議事日程を報告致します。

本日の議事日程は、御手元に配付した印刷物のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（荒木正光君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、6番、竹中信一議員、7番、長浜謙太郎議員を指名いたします。

◎日程第2 諸般の報告

○議長（荒木正光君） 日程第2、諸般の報告を行います。

諸般の報告については、本定例会初日に設置されました、令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に酒井益幸議員、副委員長に長浜謙太郎議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

次に、今定例会初日に設置されました、新冠町立国民健康保険診療所改築調査特別委員会において、委員長及び副委員長の互選が行われ、委員長に氏家良美議員。副委員長に須崎栄子議員。

以上のとおり互選された旨、報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第3 一般質問

○議長（荒木正光君） 日程第3、一般質問を行います。

通告の順序に従い発言を願います。

氏家良美議員の、当町における人手不足対策についての発言を許可いたします。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 4番、氏家です。議長より発言の許可を得ましたので、通告に従い、当町における人手不足対策について質問いたします。

地方公共団体の大きな課題として、人口減少があります。この課題については、どの地方公共団体も力を入れており様々な施策があります。当町においても定住移住政策や企業誘致など、近隣町と比較しても先進的な取り組みをされており、一定の効果が出ていると感

じております。一方で、ここ数年は第一次産業における農繁期や事業者の繁忙期ばかりではなく、慢性的に人手が足りないと感じている事業者の話をよく耳にします。事業者も独自に、労働力確保について、様々な対策をしてきているところですが、それも限界にきていると感じております。当町が進める定住移住政策の効果をさらに高めるためにも労働人口を確保する対策を進めなければ、事業を継続することができず地域の衰退を招いていくと考えますので、行政主導での労働力確保が必要ではないかと考えております。

今般、日高振興局では人口減や高齢化で人手不足に悩む地域産業に職員が副業で従事することを認める制度を導入いたしました。この制度は、農漁業関連を主な対象として、地域貢献を目的に労働力不足解消対策と地域とのかかわりを持つことを目的としております。公務員は原則副業が認められておりませんが、労働力不足による地域の衰退を防ぐ必要があるとの危機感を強め、職員自ら現場を支えようとするものです。この制度には、公共性が高い、特別な利害関係がない、公務公平、中立性を妨げない。就労時間は週8時間以下、報酬は社会通念上相当な範囲などを条件はありますが、現在、この制度が実際に利用されているということで大いに期待しているところです。また、国においても、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が、令和2年6月に施行されました。国、道も、行政主導での動きがあることから、当町においても、この人手不足解消について検討する必要があると考えますので、2点伺います。

1点目、当町職員に関しては自治会活動など、地域活動も大きくかかわりを持っていることから、副業制度の利用を過度に期待はできないと感じておりますが、地域課題解決の手段の一つとして、副業規定を設けていくことも必要と考えます。町職員の副業規定を設ける考えはありますでしょうか。

2点目、令和2年6月に施行された地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律は、特定地域づくり事業協同組合を設立し、そこで地域内外の若者等を組合で雇用し、組合員に派遣することで地域の担い手である地域づくり人材を確保し、地域社会の維持と地域経済の活性化を実現しようとするものです。この制度を利用することにより、事業者はこの組合から繁忙期に人材を派遣してもらうことで、人手不足が解消でき、また、働く側としては当町に住みたいと思うが、雇用環境が安定していないと感じていた人は、この組合に雇用されることで、一定の給与水準を確保でき、安心して働けるというメリットがあります。この特定地域づくり事業協同組合事業には、国から運営費の財政支援があり、人材の確保、人口減少対策になるとも考えております。この法律に基づく特定地域づくり事業協同組合の設立を検討する考えはありますでしょうか。以上2点、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家良美議員から御質問の、当町における人手不足対策についてお答えいたします。

人手不足は全国的な問題であり、とりわけ当町からえりも町までを管轄するハローワーク浦河の資料によりますと、有効求人倍率は全国及び全道よりも高い率で推移しており、議員が言われる通り労働人口不足が深刻化を増していると感じているところです。また、このことは、特定の業種に限らず広い分野で共通した問題であると認識しております。この問題にあたっては、先ずは当事者が勤務条件や勤務環境の改善等に取り組むことが先決ですが、さらに所属する産業団体等による取組みなどがあって、そこに町行政が連携や支援することが望ましいものと考えるところです。

ご質問の1点目の町職員の副業規定を設ける考えについてですが、令和2年1月10日付けで総務省から営利企業への従事等に係る任命権者の許可等に関する調査の結果等について、通知が発出されております。通知の冒頭、「近年、多様で柔軟な働き方への需要の高まりや人口減少に伴う人材の希少化等を背景として、民間労働政策において兼業や副業が促進されており、地方公務員も地域社会のコーディネーター等として、公務以外でも活躍することが期待されるようになっていきます。」と、国としても地方公務員の兼業について前向きな姿勢を示しております。地方公務員法に基づき、任命権者が一般職の地方公務員に対して行う兼業許可については、営利団体の役員等を兼ねること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て事業又は事務に従事することを対象としています。兼業許可の運用にあたっては、職務の能率の確保、職務の公正の確保及び職員の品位の保持といった観点から行われるものであることから、兼業による心身の著しい疲弊のため職務の能率に悪影響を与える、兼業先と利害関係があるため職務の公正を確保できない、報酬が社会通念上相当と認められる程度を越えるため公務の信用を損ねるといった兼業による弊害を防ぐため、各地方公共団体において兼業許可に一定の有効期間を設定した上で、兼業先の業務内容の報告を受けるなど、その実態把握等を定期的に行うべきものであること。とされております。本年6月25日付けの日本農業新聞によりますと、全国で3道県7市町の計10自治体が農漁業を対象に職員の副業を認めているということです。これまで農業は公務員が副業先にできない営利企業に含まれると解釈されてきましたが、どの自治体も地域の基幹産業を守ることが公務員に求められる地域貢献や公共性に当たると見なしたようです。また、10自治体のうち道内では、新得町及び池田町に加え、様似町と日高振興局の4団体となっており、都道府県の中で複数の自治体が存在するのは北海道のみで、第一次産業が基盤となっていることの表れと理解するところです。職員の副業に関する規定を設けること自体は、机上では、さほど難しいことでは無いものと考えますが、これが実効性の伴うものにならないければ意味がありません。従いまして、当町が兼業許可による職員の副業を推進するか否かの判断につきましては、先ずもって、職員に対するアンケートにより、副業に対するニーズと希望する人数等の把握を試みたいと思います。その上で、一定程度副業を希望する職員が居たならば、当町の一次産業の中で、収穫・出荷など農繁期における人手不足の実態把握を行うなどして、実現可能か否かの判断をしたいと考えますので、ご理解賜わりたいと存じます。

次に、2点目の地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律を利用した特定地域づくり事業協同組合設立の考えについてですが、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律が令和元年12月4日に公布され、令和2年6月4日施行されました。同法では、人口減少が加速する過疎地域の課題を地域の担い手不足にあると捉え、地域づくり人材が安心して活躍できる環境の整備を図ることが喫緊の課題としています。具体的には過疎地域では地域内の事業者単位では年間を通じた仕事がなく、このため安定的な雇用環境を確保することができないことが地域からの人口の流出を招き、また人口の流入を妨げていると捉え、その課題解決の方策として地域における複数の事業者が一体となって組合を設立し、組合員の仕事を組み合わせることで年間を通じた仕事を創り出すことで、人材を通年雇用する、更には組合を構成する事業者には人材を派遣する特定地域づくり事業組合制度の推進を法において可能としています。令和2年6月から設立が可能となった特定地域づくり事業組合ですが、令和3年度時点において全国で33組合、道内で2組合が当該制度に基づき設立されなど、法施行から間もない中で制度趣旨に基づき設立が相次いでいる状況からも労働力確保問題が人口減少地域における切実な問題であることを物語っているかと思えます。当町においても本年1月に新冠町商工会から同制度に基づく将来的な事業可能性と展望について提案説明を受けており、町内においても当該制度について活用方策を検討する動きはございます。しかしながら、同制度の活用にあたっては、慎重な検討も必要と考えています。その理由の1つには人材確保の困難さです。同制度は、就労機会を確保することで地域からの若手人口の流出を防ぐと同時に都市部からの移住者の就労の受け皿を築くことで人口減少を抑制し、更には地域事業者の労働力確保にも資することができる制度と考えますが、その反面、多様な業種で構成される組合のニーズに対応できる人材の確保の難しさも懸念されているところです。

2つ目には、人口減少対策としての効果です。同制度を人口減少地域における移住促進対策として考えたとき、これまでと同様に都市部からの移住者を待つことには変わりはなく、人口減少を食い止める効果としては懐疑的な面も指摘されています。このようなことから、町としては、同制度は労働力確保対策としては有用な制度の1つと考えますが、人口減少対策として町がまずは進めなければならないことは、町外から人を呼び込むため町の魅力を高める施策の推進に努めることだと考える次第です。しかしながら、町としても町内における働き手不足は認識しており、第一次産業事業者は、主に外国人労働者の確保などによって不足する労働力を補う等の事業努力をしていると認識しています。この度、地域社会の維持と地域経済の活性化を目的に創設された当該制度ですが、制度の主要な役割は、労働力確保対策と考えられ、また町内事業者においても当該制度の活用を視野にいたした検討がされていることから町としては、事業者や産業団体が自ら地域の実情を踏まえ、課題解決に向けた取組みを行うことについては、ニーズ調査等の事前準備作業を含め支援と協力を行って行く所存ですので、よろしく願いいたします。人口減少問題は、コロナ禍という社会問題と相まって複雑化し、行政のみによっては解決できる問題ではありません。

行政と民間の協働によって解決の糸口が見えてくるものと考えてございますし、今後においても町民皆さんと共に知恵を絞って人口減少対策の推進に邁進する所存ですので、ご理解願います。

○議長（荒木正光君） 氏家議員再質問ございますか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） 協同組合設立については、まずはニーズの調査を行うということで前向きな答弁をいただいたと思っております。また答弁によりますと、人口減少、労働力不足は、同じ問題であると考えていると思う。とも、考えているとも思われました。しかしながらまずは、人口減少対策として、まちの魅力を高めることが必要であるということであったと思いますが、どちらが先ということではなく、この問題は同時に進めていくことが必要だと私は考えます。人口減少、労働力不足を解決する手段として有効かどうか判断するためにも、町が積極的に関わっていくことが必要であると考えますが、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再質問にお答えいたします。進め方につきましては、議員提案のとおり、私どもも平行して進めなければならないことだというふうに考えてございます。ただ職員の副業規定を設けるには、先の答弁でも触れておりますように、持続可能な体制を確保しなければなりませんし、同時に職員の権利義務確保も重要なこととなりますことから、人材の確保につきましては、強制すべきことではなく、あくまでも職員自らの意思によらなければならないものと捉えてございます。先の答弁の繰り返しとなりますが、供給に係る職員への希望アンケートの調査と、需要に係る一次産業の実態調査の結果を見た上で、副業規定を設けるか否か等を検討してまいりますので、御理解をいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

氏家議員。

○4番（氏家良美君） ただいまの答弁で副業規定に関してはそのとおりだと私も思いますが、協同組合の設立については、民間が主導するということではなく、民間主導でもいいんですけども、町が積極的に関わっていくことが必要だと思いますが、その件については町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 氏家議員の再々質問にお答えします。地域づくり事業協同組合の事業効果と課題について述べさせていただきたいというふうに思います。事業効果として地域人材の交流的な雇用、効率的な雇用の確保、地域内事業者の経営安定、安定的な雇用の環境、一定の給与水準の確保等が挙げられます。しかしその一方、課題として、使い勝手のいい人材の複数事業者による使い回し、夏季、冬季など時節による不安定な職場従事に伴う無定着化などから地域の働き手創出にはつながっていない実態も側面では見られ

ております。以上のことから先の答弁と重なりますが、同制度における人材派遣事業のニーズについて町内業者を対象にアンケート調査を実施し、その結果を踏まえ主体となる事業者を含め、町も一緒になって検討してまいりますので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 以上で、氏家議員の一般質問を終わります。

次に、但野裕之議員のＪＲ廃線にレールバイクで地域振興を、の発言を許可いたします。
但野議員。

○５番（但野裕之君） ５番、但野裕之です。議長より発言の許可がありましたので、ＪＲ廃線にレールバイクで地域振興をについて質問いたします。

廃線になったローカル鉄道の線路を活用して、線路の上を漕いで進むトロッコほどの大きさの車体のレールマウンテンバイクが各地に広がり、地域振興策として注目を集めています。岐阜県飛騨市のレールマウンテンバイクは、２００６年に廃止された第三セクター神岡鉄道の設備を利用して、２００７年にスタートしています。開始当初は、維持費用が掛かるなど反対の声もありましたが、電動アシスト自転車を使ってトンネルや鉄橋を走るのが好評を博し、年々利用者が増加し、現在では家族連れなど年間約４万人の観光客が訪れています。運営はＮＰＯ法人が行っております。このような飛騨市の成功を受け、廃線となったＪＲ岩清水線の岩手県宮古市の区間や、ＪＲ三江線の島根県川本町の区間でもレールバイクの運用を始めています。

当町も、ＪＲ日高線が廃線になり、鉄道跡地の活用が町民の関心事でもあります。市街地の鉄道跡地については、ある程度目安が付き、活用されるものと思われませんが、市街地以外については皆目見当がつかない状況かと察します。当町の廃線施設には、新冠川鉄橋や判官館トンネルがあります。それらは鉄道遺構としての価値もあり、周辺のロケーションも素晴らしいものがあります。この判官館エリアの廃線を活用したレールバイクの運用を行ってはどうでしょうか。新冠川鉄橋手前を起点とし、鉄橋を渡り判官館トンネルを抜け、節婦市街地手前を終点とします。このコースは、踏切りもなく車両の交通に支障をきずこともなく、安全に運用ができるものと考えられます。新たな観光施設として、地域振興策の一案として、ＪＲ廃線をレールバイクで活用してはどうでしょうか。町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野裕之議員からの御質問の、ＪＲ廃線にレールバイクで、地域振興を、についてお答えいたします。

平成２７年１月７日から８日にかけて発生した高波によって陸橋の崩落や土砂の流出等の甚大な被害を受けたことによって不通となったＪＲ日高線の存廃が長い時間をかけ協議された結果、令和３年３月３１日をもって全面バス転換となり、これをもって１９１３年に敷設開始した日高線は、その長い歴史を閉じることとなりました。

住民の重要な移動手段として長い間住民生活を支えてきたＪＲ日高線は、多くの住民か

ら愛され、今も惜しむ声は絶えません。現在は、管内7町各町においてJR北海道と譲渡区間の決定に係る協議が進められており、協議は各町のまちづくり計画と関係することから時間をかけ協議がされています。当町においても新冠市街地と節婦市街地における区間を中心とした譲渡協議を進めており、新冠町議会とも一定のコンセンサスを築いていますが、JR北海道への正式回答には至っていません。廃線を活用した取組みは、観光事業に再利用する取組みを中心に全国各所に成功例がございます。但野議員が提案するレールバイクによる取組みも廃線の利活用を地域振興の方策として行った事例として注目を集めており、廃線利活用の1事例と認識しています。廃線に係る議論は、各方面から利活用提案がされるなど、議論の尽きないテーマであり、町としても多くの意見を聴き取り、町づくり協議の1つとして、議論を深めていきたいと考えています。また協議においては、旧日高線の現状を十分に踏まえ、将来的な展望をもって協議を進めていかなければならないと考えています。旧日高線においては、平成27年1月に被災してから鉄道及び鉄道用地と施設は、国土保全のための修復工事と夏季の除草作業を除き人為的な工事及び作業は行っていない状況であり、全域に渡って荒れ果て、廃墟鉄道と言える状況にあります。観光施設としてレールバイクによる取組みを行うためには、一定の整備と安全確保のための補修、そして用地を含む維持管理など、多くの事業費を要することから慎重な判断が必要と考え、現状においては町が観光施設としての取組みを進める考えはございません。

しかしながら、但野議員の指摘にもありますとおりレールバイクの取組みは観光事業として可能性を秘めた取組みでもあることから民間事業者がさまざまな視点から事業の可能性を見つけ、廃線活用事業として展開することもあるかと思えます。その際には、町としてJR北海道との調整等、出来る限りの協力をして行く考えでございます。また鉄道の利活用の方策は、鉄道の現状復旧可能性を把握しながら、将来展望を描き、また他のまちづくりとの調整と財政的な負担を慎重に判断した上で進めていく所存ですので、併せてご理解をいただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 但野議員再質問ございますか。

但野議員。

○5番（但野裕之君） はい。再質問3点ございます。

まず1点目です。町直接としては、レールバイクの活用については考えは持たない。民間事業者が考えがあれば、町としては協力するという答弁ですけども、町としてレールバイクの活用について、ある程度評価をしていると私は今感じました。その中で飛騨市など、先進地を訪れて調査検証する考えはないのかどうか。そこがまず1点。

2点目です。廃線となったJR日高沿線の各自治体は、駅舎の活動を始めていますが、鉄道遺構としての活用は見受けられません。当町の新冠川鉄橋や判官館トンネルの鉄道遺構としての価値について、町長自身はどのような評価をしているのか。これが2点目。

3点目。JR日高線は、宮沢賢治の銀河鉄道の夜の、鉄道、海線山線の海線のモデルという学説もあります。銀河鉄道の海線として残し、活用する方法もあるのかなと思えます。

兵庫県西宮市では、1986年に廃止された、JR福知山線の旧ルートをハイキングコースとして無料開放し、コース内にトンネルや橋が残されており、鉄道遺構に触れ上げる人気のコースとなっている実例もあります。レールバイク運用が無理と判断するのであれば、鉄道遺構である鉄橋、トンネル、そして、宮沢賢治の銀河鉄道の夜の海線を判官森林公園の一部として捉えて、ハイキングコースにすることも考えられると思いますが、以上3点について町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再質問にお答えしたいと思います。再質問の内容につきましては、1点目、レールバイクについて民間で先進事例があるので、それを見て実施する考えはないか。また、鉄道トンネルの価値についてどう考えているのか。3点目、銀河鉄道の活用として鉄道残す考えはないのか、ということと質問内容を理解いたしました。この3点につきましては、私は共通したものがあるというふうに思っておりますので、3つまとめた答弁となりますこととお許し願いたいというふうに思います。

議員も御承知のように、この鉄道廃止につきましては、いろんな形から、7町で検討いたしました中で、維持するために、この鉄道を維持するために、7億、1町当たり2億5000万円ずつ毎年投じなければ、今の鉄道を持つことができないというふうに結論が出されました。また、当然当町の場合は御承知のように、厚賀から大狩部間につきましては護岸が崩れているという実態がございます。そういった中で、また法面崩壊という面も合わせてございますので、それに係る維持費用もまた、別個にプラスになるということも言われてございます。そういった中で、鉄道を諦めてバス転換をしたという経緯がございますので、今、但野議員から提案のありましたことにつきましては、この中では、今の段階では今後にありましてもそうですけれども、状況を守っていくということは、鉄道を守っていくということは出来ないというふうに判断しておりますので、御理解のほどよろしくお願ひしたいというふうに思っております。以上です。

○議長（荒木正光君） 但野議員。

○5番（但野裕之君） はい、再々質問いたします。私が望んだ答弁でちょっと違う答弁だったんですけども、JR日高線全線を維持するというような考えではありません。新冠町内における鉄橋、トンネル、そこを含めた部分を維持しながら活用できないかというような提案でございました。その部分には莫大な費用はある程度かかるにしても、莫大な費用とは言えないと思いますので、その部分についての町長の考えを尋ねたいと思いますが。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 但野議員の再々質問にお答えします。トンネル、鉄橋につきましても相当な維持費がかかります。それは議員が考えているとおりでというふうに思い、私も同じ考えでございます。また先ほど言いましたのは、町内の区間としてどういう状況にあるかということ再度御説明したつもりでございますので、それを総合的に考えたときに、やはり今の状態では鉄道を維持することはできないというふうに思いますし、今後

ありましても、今の状態で、レールバイク等の利用を町としてする考えはございませんので、御理解いただきたいというふうに思います。

○議長（荒木正光君） 引き続き、公立中学校部活の地域委託についての発言を許可いたします。

但野議員。

○5番（但野裕之君） 通告に従い、公立中学校部活の地域委託について質問いたします。

少子化と働き方改革を背景に、長く学校が担った中学校の部活動が変革期を迎えようとしています。少子化が進行する中、少子化で学校単位での部活運営が困難になることや、部活動が教員の長時間労働の要因になっており、教員の長時間労働解消が喫緊の課題となっています。これらの課題解決を論議し、公立中学校の運動部活動改革を検討するスポーツ庁の有識者会議は、5月13日に2025年度末を目標に、休日の部活動指導を地域のスポーツクラブや民間のジムなどに委ねる、地域移行を実現すべきだとする提言を了承しています。同様に、文化庁の有識者会議は、8月9日に吹奏楽や合唱、演劇など公立中学校の文化系部活の指導を2025年度末までに、休日は地域に委ねるべきだとの提言をまとめ、運動部と足並みをそろえています。

運動部の地域移行は、山間部や離島除き2023年度から2025年度末までを改革集中期間に位置付け、自治体に対しては、まずは指導者や練習場所が確保しやすい休日の部活から、段階的に地域のスポーツ少年団やクラブチーム、民間業者に移行しようとするもので、実現への行程をまとめた推進計画の策定を求めています。平日の移行については、問題点を洗い出し進捗状況を検証しながら進めるとしています。そのような中で、多様な世代が参加できるスポーツ環境の整備を提唱しています。一方、文化庁の有識者会議も、6月に公表した運動部の移行スケジュールと同じ2023年から2025年度末を改革集中期間に認定し、自治体に推進計画の策定を求めています。将来的には、平日の部活も学校から切り離す検討を進めるもので、委託先は地域の文化団体やカルチャースクール、芸術系大学を想定しています。受皿がない場合、自治体が音楽経験のある住人らと団体を設立することも選択肢として挙げています。音楽ホールや劇場などの文化施設が少なく、練習場所の確保が難しい地域が多く、重い楽器を持ち運ぶなど文化系特有の負担を軽減する必要があり、外部指導者が学校の音楽室で指導したり、廃校施設を活用したりする対策を示しています。企業などに委託する場合、家庭の会費負担も膨らむおそれがあることから、困窮世帯の中学生も参加できるような、公的補助の導入が必要としています。しかしながら、指導者確保や、費用負担などの課題は多く、簡単には進まないと関係者の共通認識がある中、自治体に、推進計画の策定を求めています。移行は困難を極めると思われます。持続可能な部活へのシフトは、保護者を含めた住民や行政など、地域全体の協力が不可欠と考えます。当町も少子化により、野球やサッカー一部は単独でチームで編成ができず、近隣町の中学校と合同チームとなっている場合もあります。合同チームとなれば行政をまたぐ形となり、移行する上でも新たな課題が発生するものと推察します。また、人口の少な

い町なので、スポーツ、音楽問わず、指導者確保には相当苦勞するものと思われまゝ。幸いにも当町には野球やサッカー少年団があり、バレーボール協会もあり、野球、サッカー、バレーボールに関しては、人的には恵まれていると思われまゝですが、吹奏楽部の指導に関しては、難しいものがあると危惧します。これらの課題に対処するためにも、次年度からの改革に向け、教育委員会は、いち早く推進計画の策定に着手し、スムーズな部活動の移行に対応すべきと考えまゝ。教育長の所見を伺いまゝ。

○議長（荒木正光君） 答弁を許しまゝ。

奥村教育長。

○教育長（奥村尚人君） 但野議員から御質問の公立中学校部活の地域委託についてお答えいたしまゝ。

国は、令和2年9月に「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革」の一環として、令和5年度以降、休日の部活動を段階的に地域へ移行すること等の方針を示しておりまゝ、本年6月にスポーツ庁、8月に文化庁の各有識者検討会議において、令和5年度から7年度を目途として、休日の部活動を段階的に地域移行することを基本に、改革の方向性として「ガイドラインの改定」、「自治体における推進計画の策定・実施」、「公的な支援」など、部活動の地域移行に関する提言がまとめられ、今後はこれらを踏まえて、それぞれの方針等の改定が行われる予定でございまゝ。現在、新冠中学校の部活動は、野球、サッカー、卓球、バレーボール、吹奏楽の5種目ありまゝして、ガイドラインに基づき、活動時間や休養日を設定してございまゝ。また、休日の活動におきまゝしては、土曜日及び日曜日は少なくとも1日を休養日とし、活動を行った場合は、休養日を振り替えることで、教職員の働き方改革はもとより、生徒の学校生活等への影響を考慮した環境整備を図っているところとございまゝ。一方、少子化による生徒数の減少に伴い、年度によっては、単独で練習や大会に出場できない活動があることや、活動経験のない教員が顧問として指導する状況もございまゝ。

ご質問にありますように、部活動の地域移行を図るためには、受け皿となる団体等の確保や整備、指導者の専門性や質・量の確保、活動施設の確保、会費や保険をはじめとした費用負担の在り方、大会の在り方など、対応すべき課題は多岐にわたっており、近隣町との連携や管内的な調整も必要となるものと考えてございまゝが、次年度から7年度にかけて移行させていくという、タイトなスケジュールであり、現段階において国や道教委から、具体的な方策や予算などが示されておらず困惑しているところとございまゝ。

教育委員会では、これまで学校教育が担ってきた役割にかわる受け皿として、地域でどのように担うことができるか学校や関係機関との情報共有を図ったうえで、今後、国及び道教委の動向を踏まえながら、生徒にとってより望ましい環境の確保に向け、部活動の地域移行について具体的に取り進めて参る考えでございまゝので、ご理解を賜りますようお願い申し上げまゝ。

○議長（荒木正光君） 但野議員、再質問ございまゝか。

以上で、但野議員の一般質問を終わります。

次に、長浜謙太郎議員の判官館エリアの整備方針についての発言を許可いたします。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 7番、長浜謙太郎です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い、判官館エリアの整備方針についての一般質問をいたします。

当町の歴史と文化の象徴であり、由緒ある伝説が残された判官館森林公園は、国道沿いに位置しながらも広大な敷地面積を保有し、貴重な草花や野鳥に出会える、すぐれた自然の魅力あふれる恵まれた環境であり、多くの来訪者に人気を博すキャンプ場です。世相も反映し、利用者の増加傾向で賑わう中、さらなる利便性向上を図るため、施設整備が求められると実感します。例えばアクセス道路に関して、ここはRVパークやオートキャンプ場ではありませんが、道幅、舗装、見通しの改善といった環境整備を実施し、キャンピングカーを含め大型車両の往来にストレスがなくなれば、禁止されているにもかかわらず、道の駅で散見する車中泊は減るでしょう。最近、バイクや自転車で訪れる方も多々見受けられ、道路事情がよくなれば、安全面も向上します。またテニスコートを含むげんきの森周辺は、既に十分手入れされており、うまく区画編成すれば、需要を満たせる可能性を感じます。近くに高規格道路、仮称新冠インターが開設されることとなっており、供用開始が待ち焦がれる中、多機能型交流施設、ポロシリ生活館も完成しました。さらには合葬墓の設置検討も始まります。エリア全体として、今まで以上に利用が進むことは間違いないでしょうが、行政としても、利用促進に向けて取り組まなければならないと考えます。また麓には、合宿施設として重宝されている青年の家があります。老朽化が進む同施設には、まだまだ利用価値が見込まれますが、多額の修繕費が懸念材料です。青年の家が新たに生まれ変わり、活用できれば、エリアの魅力増進に貢献すると考えられます。ただし、判官館の整備と維持管理において、その費用を町単費で捻出することは、財政状況や今後の推計から考慮しても現実的ではないと思います。

来年2023年9月には、北海道において、2021のオンライン開催をステップとしたATWS、アドベンチャー・トラベル・ワールド・サミットが、リアルで再開されます。これにより、昨今のキャンプブームの機運はより高まることでしょう。そこで、各地で実績を残すモンベルやスノーピークといった有名アウトドアブランドとの提携は難しいかもしれませんが、民間企業の資金とノウハウを用いた公民連携、いわゆるパブリック・プライベート・パートナーシップ、PPPによる判官館のリノベーションを提案いたしますが、町長の所見を伺います。

○議長（荒木正光君） 長浜議員、答弁は休憩の後にしたいと思いますけどもよろしいですか。

○7番（長浜謙太郎君） はい。かしこまりました。

○議長（荒木正光君） 暫時休憩といたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時 8分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

なお、堤副議長から体調不良により早退の届出がありましたので、御報告いたします
一般質問を続けます。長浜謙太郎議員の判官館エリアの整備方針についての答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 長浜謙太郎議員から御質問の、判官館エリアの整備方針についてお答えいたします。

判官館森林公園エリア一帯の整備事業に係る方針について触れる前に、判官館森林公園エリア一帯の整備事業に係る方針について触れる前にまちづくり全体に流れる共通の考えについて述べさせていただきます。町がまちづくり事業の推進を考えると、将来の町民にまちづくりを継承する、いわゆる持続可能性を常に念頭に置かなければなりません。そのためには、行財政改革を推進し、効果的で効率的な行政の在り方を追求するという不断の努力をして行く必要があると考えています。また、推進の過程において多くの課題に対応して行くに当たっては、町民の生活に直結する課題を優先し、町民の生活に資する事業推進を図ることが肝要と考えています。現在進める国保診療所の建て替え計画は、そういった町民生活への貢献を優先的に考えた結果であり、今後においても同様の考えにのっとり、まちづくりを推進する所存であります。また長浜議員が指摘する民間企業の資金とノウハウによる民間活力活用の視点は、効果的・効率的な行政運営に資する手法であり、まちづくりの重要視点と考えております。民間事業者の活力を利用できる可能性は、観光施設の整備に限らず、全ての事務事業において念頭に置く必要性を感じているところでございます。

ご質問にあります判官館森林公園エリアは、アイヌの歴史と判官伝説が語り継がれる当町の歴史伝承の地であると同時に、絶滅危惧種であるクマガイ草が生息する等稀少な植生が今も残る自然豊かで貴重なエリアです。当該エリアは、昨年静内高等学校生徒によるまちづくり提案を受けた際には、「キャンプ場を舞台としたふれあい体験とグランピング施設」の整備について提案を受けるなど若い世代から見ても魅力あふれる地域であり、近い将来日高自動車道インターチェンジが隣接すること等を考えたとき、観光施設として大きな可能性を秘めたエリアであることから、今後、民間活力の活用も含め、さまざまな視点で事業可能性を検討・協議しなければならないと考えております。それと同時に、判官館エリアには、たいへん貴重な植物が生息していることから保存に努め、将来への継承に努めてほしいという町民の声が多いのも事実です。このような町民の声、そして自然保護という観点から自然環境を大切に守り、将来へ継承して行くことは、町の重要な責務と考えています。同様に本年9月に落成した多機能型交流施設ポロシリ生活館についても、アイヌ文

化を将来に継承する施設として位置づけられているとおり、アイヌの方々が伝統と思いを伝承し、併せて町は社会教育活動等を通して多くの子ども達にアイヌの伝統に触れる取組みを進めることで判官館の地がアイヌ文化と伝統を継承する拠点となるよう支援をして行く所存でございます。

このように判官館森林公園エリアには、整備事業による魅力開発の事業と引き継いできた資産の継承事業という、いずれも大切なまちづくり事業があり、町としては多くの町民に愛されている当該エリアは、合葬墓の整備等、町民に向けた一定の整備事業の推進と判官館の本来の姿が維持されるよう自然保護に資する取組みを進め、観光的な視点に立った町外から人を呼び込むための整備計画については、まちづくり協議の中で継続して慎重な協議、検討を進めて参りますので、ご理解願いたいと存じます。

また持続可能なまちづくりを実現するために、優先度を見極めた施策の選択を行うとともに、将来的な視点に立った町民本位の施策の推進に鋭意努力していく所存ですので、重ねて、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 長浜議員再質問ございますか。

長浜議員。

○7番（長浜謙太郎君） 多くの青年達の淡い青春時代の思い出が詰まった青年の家、そして、合葬墓と相まって、共生空間のシンボルともいえるポロシリ生活館。これらの施設は避難所としての機能を持ち、その活用も考えられますが、判官館に位置する青年の家の今後の在り方と、ポロシリ生活館、この両施設の利用促進方法について、社会教育の立場から教育長の見解を伺いたいと思いますがいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 教育長。

○教育長（奥村尚久） 長浜議員からの再質問にお答えいたします。1点目の、青年の家の今後の在り方についてでございますが、これまで定例会や決算審査等においてお答えしておりますとおり、現在も青少年教育施設として適切に利用できるよう、適宜修繕等を行いながら、施設の維持管理に努めているところでございます。ここ2年間の宿泊利用は非常に少ない状況であります。現在は徐々に利用者も回復しているところでございます。一方で、施設の老朽化と町民の利用が少ないという課題も引き続きございまして、昨年度策定した教育施設個別施設計画においては、これらの課題を検討の上、建設から60年が経過する令和7年度を改築等が必要な目安としているところでございます。現在、施設の方向性を判断していく時期に来ておりますことから、青年の家の在り方については、今後、議会の皆さんと協議を進めてまいりたいと存じます。

次に2点目のポロシリ生活館の利用促進についてでございますが、当館は貴重なアイヌ文化の継承施設でございますことから、社会教育事業においても、学習支援の大きな柱として有効に活用させていただきたいと考えているところでございます。今後の具体的な利用方法でございますが、来月には、幼児から成人までを対象とした、アイヌ文化と判官館の自然に触れる事業の開催や、これまで、学芸員が各小学校に訪問により行ってまいりました、アイ

又学習について、新たにアイヌ協会や、民族文化保存会の方にも御協力をいただき、実際に歌や踊りなどを子ども達に披露していただくことも、当館を会場に実施して取り進めてまいります。また、アイヌの歴史に関するふるさと再発見講座の開催や、社会教育課で所管しております高齢者や女性の団体での見学会等も予定しております。ポロシリ生活館は、貴重な展示物を初め、アイヌの伝統的な儀礼が行われる設備が備わるなど、学習要素の多い施設であります。さらなる活用の方策につきましても、施設を所管する町民生活課やアイヌ協会等と連携協力し、利用促進を図ってまいりたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。

以上で、長浜議員の一般質問を終わります。

次に、酒井益幸議員の災害時における避難体制についての発言を許可いたします。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番、酒井益幸です。議長より発言の許可をいただきましたので、災害時における避難体制について質問いたします。頻発する自然災害に対して、災害時における円滑かつ迅速な避難の確保及び、災害対策の実施体制の強化を図るための措置を講ずることを目的とし、国は令和3年5月に災害対策基本法施行規則を改正しています。市町村が特定した要配慮者を福祉避難所に直接避難できる公示制度を創設いたしました。しかしながら自治体のほとんどが災害時に福祉施設、福祉避難所に直接避難せず、二次的に福祉避難場を開設する場合があります。過去の災害の対応の教訓が災害弱者の観点から東日本大震災では、犠牲者の過半数を高齢者が占めています。また、近年の災害におきましても、高齢者や障害者が犠牲となっています。災害における全体で亡くなられた方のうち、65歳以上の高齢者の割合では、令和元年の台風第19号では約6割。令和2年7月豪雨災害では約8割が犠牲となっています。障害者の避難が適切になされなかった事例もあり、高齢者や障害を持った方々に対しまして、特別な配慮が求められます。災害によって、直接被害を受けられ必ずしも生活環境が十分に整備されたとはいえない避難所で長く生活することを余儀なくされた結果として健康被害、やがては復旧復興に向けて生活再建に移行される場合には、心身ともに困難を生じやすいと考えます。福祉避難場の要件とにつきましては、施設内における要配慮者の安全性が確保されていること、バリアフリー化されていること、バリアフリー化されていない施設を指定する場合は、障害者用のトイレやスロープ等の設備の設置、物資、機材の備蓄を図ることを前提とすること、要配慮者の避難スペースが確保されていることを要配慮者の特性を踏まえて、避難生活に必要な空間を確保すること、同一敷地内の指定では一般避難所と指定福祉避難所の同一空間の場合に、指定避難所指定福祉避難所の機能があること、要支援者に周知する観点等からも、指定一般避難所と指定福祉避難場をそれぞれ指定を公示することとしています。福祉的な支援を受ける方ができる施設やスペース等で、生活相談員等を配置するなど、要件を満たした小規模施設や、施設内の一部のスペース等があっても、指定福祉避難所として指定することが適当とされています。また、指定福祉避難所の指定に当たっては、生活相談

員や福祉関係職員等の専門的人材は必ずしも常駐の必要はなく、要配慮者の対応に応じて確保することとなっています。福祉避難場の必要性を考慮し、計画的に災害弱者対策に注力すべきと考えます。避難所の指定福祉、避難場の利用可能な施設は、バリアフリー支援者をより確保しやすい施設を主眼としています。個別避難場の計画の作成は、避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から、個別避難所計画について、市町村の作成義務について努力義務となっています。高齢者や障害者など、自ら避難することが困難であり、避難の確保を図るために特に支援を要する避難行動要支援者名簿を作成し、これをもとに市町村は、福祉専門職など関係者と連携して、被害想定や御本人の心身の状況や同意を得て計画を策定していきます。作成経費は、専門福祉職の参画に対する報酬や事務経費などは、普通交付税措置対象となっています。取組指針に基づく市町村の個別避難計画作成状況では、令和4年1月現在内閣府による1741団体の調査では、作成が完了しているが約8%。一部の計画が完了しているが59%。未作成が33%と公表されています。また、計画作成につきましては、庁舎内の各部局との連携、調整、庁舎外の連携では、自治会、福祉協議会、ケアマネジャーなど福祉専門職の参画、介護団体、障害者団体等の地域連携が欠かせないものとなります。要支援者の優先度につきましては、1、地域ハザードマップの状況の判定。2、要支援者の心身の状況、取得、や判断への支援が必要な程度。3つ目、独居等の住居実態社会孤立の3つのポイントが挙げられます。第1回定例会におきまして、同僚議員の一般質問でも、個別避難計画を作成してもらいたいと提言がありました。町長の答弁の中で、これは非常に前にも言いましたけれども難しい面がございます。やはり、知られたくないという個人情報の観点もございますので、そこが触れないようにということもありますが。という発言がございました。個人情報の同意という観点を何とかしなければ、計画の進展はないという印象を受けました。国の指針では、平時におきましては同意がある場合に対しまして、災害時は本人の同意を要しないとなっています。したがって計画作成に当たっては、計画の必要について、個人情報の観点などきめ細やかな説明会、協議することを協議で認識を共有すること。理事者側がリーダーシップを発揮すること2点が重要と考えます。特に豪雨災害に対しまして、逃げ遅れないよう避難行動要支援者の配慮を優先に考え、個別避難計画の作成は急務であると思います。質問の1点目、避難場についての考え方と対応できる施設は。2点目、避難要配慮者の個別避難計画作成は、個人情報の同意という観点で進まないのか、また、関係機関や地自治会との連携の状況と課題は。2点町長の見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修君） 酒井益幸議員から御質問の、災害時における避難体制についてお答えいたします。

ご質問の1点目の福祉避難所開設についての考え方と対応できる施設についてですが、まず、福祉避難所として平成28年12月に、社会福祉法人 ふくろう会 おうるの郷と災

害時における福祉避難所の開設等に関する協定を締結し、町の特別養護老人ホーム恵寿荘とともに指定しているところです。

次に、福祉避難所開設につきましては、大規模な地震、風水害等の災害により要配慮者が避難を余儀なくされた場合に町が要請し、避難してきた者の保護及び生活に必要な援助を行うものとして、これらに要した費用は町が負担することとしております。法の改正に係る、事前に受け入れ対象者を特定して、要配慮者が直接福祉避難所に避難できる制度への対応につきましては、今後、保健福祉課と防災担当の総務課が情報等を共有しながら、対象者の絞込みによる人数把握及び、個々が必要とする支援内容とそれに伴い必要となる人員体制、設備、備品、物資などを整理し、問題や課題を明らかにした上で、対応を検討しなければならないものと考えますが、現在指定している「おうるの郷」及び「恵寿荘」での対応が、人員体制や施設規模等の面で現実的に福祉避難所として機能するのか確認し、それらのことも踏まえて調査・検討を進めて参ります。

2点目の避難要配慮者の個別避難計画作成は個人情報の同意という観点で進まないのか。また、関係機関や自治会との連携の状況と課題についてですが、まず、個別避難計画の作成は進んでいないのが現状です。作成が進んでいない要因は、個人情報に係る本人の同意が問題ではありません。同意はすべて得ております。問題となるのは、個人情報の保護という観点で、情報の漏えい対策に難しい面があるということです。支援する自治会員等が個人情報を得ることとなりますが、その情報を適正に管理できるのか、という部分に関しては、外部に漏えいしないという保証や担保はできないため、その懸念を払しょくすることが困難であることが要因となっております。そのこととは別に、個別避難計画の作成が進んでいない最大の要因は、地域における支援者の確保にあると思われれます。地震、津波、大雨、大規模停電など異なる災害が、日中や深夜など、いつなるとき発生するか分かりません。そのような中で、自身や家族の身の安全を確保しつつ、要配慮者の避難支援を行うことは、非常に大変なことであるとともに、責任問題などを考え併せると、積極的に手を挙げて支援者になろうとする人は、中々いないのが実態であろうと思われれます。さらには、高齢化の進展や若年層の地域活動への参加低迷、あるいは、地域の繋がり希薄化など社会的な背景もあると考えます。しかし、災害によっては、時間的余裕があり、予め避難行動を起こすことが可能なケースもありますので、地域で対応できること、可能な範囲での対応を前提として、個別避難計画の作成に向けて、町も一体となって計画づくりを進めて参りたいと考えております。また、関係機関や自治会との連携の状況と課題ですが、個別避難計画の作成に係る説明会を昨年の津波避難訓練事前説明会終了後に実施し、意見交換等を行っております。しかし、その後は、コロナ禍も重なり、自治会活動もままならない状況下であり進展しておりません。また、課題につきましては、先ほど申し述べたとおり、地域における支援者の確保に尽きると考えておりました、繰り返しになりますが、地域で対応できること、可能な範囲での対応を前提として、個別避難計画の作成に向けて、町も一体となって計画づくりを進めて参りたいと考えておりますので、ご理解願いたいと存じ

ます。

○議長（荒木正光君） 酒井議員再質問ございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 前向きな答弁と捉えております。再質問でありますけれども、コロナ禍での自宅療養者など避難対応や、生活支援などの新たな課題も生じております。行政負担が増しているのも事実でございます。これらの課題にも対応しながら、個別避難計画とあわせて連携し地域の福祉団体や福祉専門職、自治会、民生委員、ボランティアの方々など効果的な連携し、共存できるまちづくりを是非ともしていただきたいと思っております。また、地域防災力の向上と地域防災福祉の仕組みづくりのために、定期的な地域防災推進協議等が必要と考えられますが、改めて見解を伺います。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 酒井議員の再質問にお答えいたします。関係機関並びに先進事例等も参考にしながら、作成に向け努力してまいりたいというふうに考えておりますので御理解願います。

○議長（荒木正光君） 酒井議員再々質問ございますか。

○8番（酒井益幸君） ありません。

○議長（荒木正光君） 以上で、酒井議員の一般質問を終わります。

次に、竹中進一議員の主伐期を迎えた町有林の有効活用等、木材の有利な売却、町内生産木材の活用、森林のカーボンニュートラルへの取組の発言を許可いたします。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番、竹中進一です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問いたします。

新冠町には町有林を初め、町の総面積の約71%、417.5キロメートル平方の豊かな森林資源があります。そのうち、3909ヘクタールが町有林で、そのうちの1275ヘクタールの人工林があり、トドマツ林の面積が781ヘクタールと最も多く、次いでカラマツ林が292ヘクタール、その他となっていて、その多くが主伐期を迎えた人工林であるわけですが、立木の状態で売却され流通に乗って、新冠産の森林資源は地元生産物としての把握が難しく、地材地消の実態はほとんど確認されていない状況があるのではないのでしょうか。世界的にも、カーボンニュートラルが喫緊の課題となり、日高管内においても浦河町が、今定例会においてゼロカーボンシティ宣言を行っております。

そこで1点目ですが、我が町でも町民が森林の持つ多様性に対する理解と関心向上をしていただけるために、今後、改築を進めてまいらなければならない、診療所や特別養護老人ホーム、道の駅、小中学校などの公共施設などに、目に見える形で地元新冠産の木を活用いたし、ゼロカーボンに寄与することと地材地消への関心と意識の向上を目指すことは考えられないのでしょうか。

2点目ですが、町有林は立木の状態で町内業者と日高中部森林組合への売却がほとんど

だと思われませんが、今年度受けたセミナーでは、コロナ禍ウクライナ情勢などにより木材の相場も一時期、以前の価格に比べ最高で4倍近くになったこともあったと伺いましたが、現在では約以前の2倍程度で、直近では、流通が回復し、オーストラリア、フィンランド、ルーマニアなどからも集成材として、さらにツーバイフォーの材料である、ホワイトウッドが北米から、また、一部は第三国を経由して、ロシアからも海を渡ってくる原木が安定して輸入されてきたために、直近では、総合的に下がりぎみに推移してきているようです。今回のウクライナショックとウッドショックにより、全ての物の輸入に頼ることの危うさは痛感したのではないのでしょうか。その意味でも自賄いできる町有林を大切にしていかなければなりません。しかしその売却は、立木のまま材積を算出した方法をとっているとありますが、より有利な売却の方法は見込めないのでしょうか。

3点目。持続可能な森の資源を切れ間なく維持継続していくために、伐採跡地の地拵えや植林を計画的に進めなければなりません。重機による機械化も一部取り入れられているようですが、町有林の実態はわかりませんが、余り進んでいないのではないのでしょうか。林業従事者が慢性的に不足し高齢化が著しい現況下、持続的植栽は可能なのでしょうか。

4点目。2015年パリ協定が採択され、世界120以上の国と地域が、2050年カーボンニュートラルの目標を掲げ、2020年10月、日本政府もカーボンニュートラルを目指すことを宣言いたしました。これは、世界共通の長期目標として取り組まれているわけですが、我が町でも町有林がこの部分で果たすべき役割は大きいので、カーボンニュートラルに対し、今後森林への取組についてのお考えをお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 答弁を許します。

鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中進一議員からご質問の主伐期を迎えた町有林の有効活用と木材の有利な売却、町内生産木材の活用、森林のカーボンニュートラルへの取り組みについてお答えします。

新冠町は、行政区域の約7割を森林が占める緑豊かな自然環境にあります。町有林は森林面積の約8%、面積にして3,909haであります。その7割を天然林、3割を人工林で構成しています。このうち、人工林の約7割が標準伐期に達し、利用期を迎えている現状にあることから、当町では皆伐を中心とする計画的な森林整備に努めているところでございます。

ご質問の1点目ではありますが、国では令和3年10月1日に公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律を施行し、法律の題名を脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に改めるとともに、法律等で定める対象範囲を公共建築物から建築物一般にまで広げるなど、脱炭素社会を目指す上で木材の果たす役割や得られる効用等を示し、より一層の利用促進を図っております。

また、近年の木材製品に関する加工技術の高まりから、木造建築物における耐震性能や

耐火性能が飛躍的に向上していることを踏まえ、町といたしましても公共施設等への木材利用につきましては十分に認識をしており、今後予定される公共施設の整備計画におきましても、これまで同様、施設の用途目的や規模に応じた木材利用を検討していくこととなりますが、ご質問のありました新冠産産物の活用という点につきましては、町内産の木材が建築資材として流通するのは極わずかな製品量であり、町内産にこだわることでのコストアップ等も考えられます。町内産にこだわらずとも、道内産木材の利用や植樹等の機会を通じた木育活動により、森林への関心や理解、森林が持つ多面的な機能のPRは可能と考えますので、ご理解いただきたいと存じます。

2点目の木材の有利な売却方法についてですが、皆伐による木材販売は立木の状態で行うことが一般的であり、売払い方法としては、町内で森林施業を行っている複数業者での入札を行い、より高い金額を入札された業者を落札業者として販売しております。ここに町外事業者を加え、競争意識を高めることで、より高く販売できる可能性はございますが、その一方、3点目のご質問で議員も林業従事者数の不足を心配されておりますとおり、事業者が安定した従業員を確保していくためには、自治体として一定の業務発注や利益確保の機会を提供することも肝要と考えてございます。このことから、現状におきましては町外事業者の入札参加は考えておりませんので、ご理解願いたいと存じます。

3点目の植林における林業従事者不足への懸念でございますが、2点目の答弁でも触れましたとおり、町では事業者の従業員確保に資する手段といたしまして、町有林整備に係る計画的な業務機会を提供しているほか、林業の担い手を育成している「道立北の森づくり専門学院」への運営費負担等を通じ、人材確保の一助としております。また、ご質問にある「重機による機械化」につきまして、林業事業者へ確認したところ、「地拵え作業に機械化を取り入れておりますし、従事者不足の懸念につきましては、現状、そこまでの心配はしていない。」との回答を得てございます。

4点目のカーボンニュートラルに対する森林への今後の取り組みでございますが、当町は豊かな森林資源に恵まれる一方、人工林の高齢化が進んでおります。森林は高齢化することにより、二酸化炭素吸収量が大幅に減少いたしますので、標準伐期に達した町有林につきましては計画的に皆伐、植林へと結びつけ、森林全体の若返りを図るとともに、適宜、間伐を組み合わせることで、二酸化炭素吸収量の増加に努めてまいりたいと存じます。

また、伐採した木材は住宅や家具などの木材製品として利用することで、その間の二酸化炭素の放出を防ぐことが出来ますことから、公共施設への木材利用など木材製品の活用につきましては、今後も十分に検討してまいりたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 竹中議員再質問ございますか。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 森の適切な管理は、先に述べたカーボンニュートラルへの取り組みと、SDGsの15項目中、13項目の気象変更変動に具体的な対策をと、14番目の、海の豊かさを守ろう、及び15番目の陸の豊かさも守ろう、この目標に合致し、今後ま

すまず注目される状況が続くと思われます。先に述べた研修時には、道内で住宅用として利用される木材は、地財である道内産木材の利用割合は半分以下、約20%ということでした。新冠町内においてもカラマツ材を住宅や九州などへ、無垢材として利用が進められてきた経過もございますが、現在までカラマツ材を住宅用の木材として利用する場合、集積材の利用がほとんどとなってきております。町内林から出荷された原木は、地元、日高中部森林組合の工場素材ラミナ材として一次製品化され、その後の乾燥や接着は製品化、完成品とするために約300キロ離れた北見管内の留辺蘂町か、約700キロ離れた岩手県宮古市まで運び製品化しなければならないのが現状で、集成材として製品化いたすには、かなり非効率な体制だと感じております。近隣には安定した需要と供給が見通せないため、この状況ではないかと痛感いたすものです。森を守り、事業を安定的に増やすことができれば、道も開けてくるのではないかと思います。先般、道内における林業関係団体が、新幹線新駅に、道産木材活用の要望書を7月7日に提出いたしたとことと、浦河町の浦河フレンド幼稚園が道産木材を使用し、7月1日に北海道ウッドビルディングに登録されたとの報道がございました。実際に浦河町のフレンド幼稚園を見させていただきましたが、木がふんだんに利用されており、そのほとんどが、道内産木材でした。しかし、地元浦河町生産の木材は、看板などに限られた部分のみの利用とのことでした。

町長は今後、公共施設への木材利用を検討いたすとの答弁でございましたが、今、新冠町においては2026年開院を目指して国保診療所改築の検討が進められてきております。過去には、国保病院として改築計画が進み、実施計画の予算、可決まで進んだ段階で断念せざるを得ない状況となっておりますが、その際、新冠町内に育った木をシンボリックに利用することを提案いたした経過がございます。例えば、町有林からの木材利用にとどまらず、新冠ダムの奥にはすばらしい木がございます。当時、日高南部森林管理所の所長さんにお伺いしたときには、目的がはっきりしていて本数が限られているのであれば、切り出すことは可能との答えをいただいております。町の木であるヒガツラが該当するようでしたら、ベターですが、素性のよいものが少ないことも考えられますので、そのほかのナラ材などを活用いたし、先に申し述べましたように多少コストはかかるとは思いますが、私たちに新冠町民の診療所として、誇りと愛着を喚起させる効果を狙ってはいかがでしょうか。2番目、ウッドショックによる製品としての木材の値上がりも残念ながら一過性のような感じになってまいりました。値上げされた部分は、人件費や燃料代の値上げに回る部分はかなりあり、立木価格にはなかなか反映されてこなくなり、成木に育てるためには、長い年月と相当の労力がかかり、これらは国などの補助制度を活用することと、従事者と先ほどの町長の答弁の中にもありましたように、従事者と従事者の継続的確保してまいらないと、森の再循環はなかなか難しい状況下が、これからも続いていると思われます。そうした苦労の上、生産された木材を適切、有利に販売していくために、材積積算の調査方法を、現在のプロット調査から、大変な手間と労力を要しますが、外注などによる、毎木調査にして適正な売却をいたすことは考えられないでしょうか。

○議長（荒木正光君） 鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再質問にお答えいたしますが、答えが順不同となる場合もございますので、御理解いただきたいというふうに思います。またかみ合わない点がございますかとも思いますが、あわせて御理解いただければというふうに思っております。

町内産木材の流通量が少ない中、資材を確保することは、現在業者への負担が大きく、小量を使用することで町民の関心が高まるかにつきましては、意見が分かれるとこだと思っております。御質問の趣旨は、町民に対し、森林の持つ多様性に対し、理解と関心により向上させるという意味と理解しましたが、その趣旨でありましたなら、カーボンニュートラル等の取組を通じ、森林そのものの役割を町民に周知していくことが、より現実的な手法と考えておりますので、御理解願いたいと存じます。また、関心ではなく、愛着を持ってもらうという意味では、議員が言われるとおり、町内産木材を活用することの意味は大きいかとは思いますが、その場合には、使用する木材の全量が町内産でなければ、意味合いは薄れるものと思っておりますので、現実的には難しいものと考えておりますので、あわせて御理解願いたいと思います。加えて、診療所建て替えにつきましては、現在、基本計画に向かっている状況下であり、答える段階にはないことを御理解願いたいと存じます。最後に、毎木調査を行うことで、正確な材積を算出することが可能となりますが、現在の職員体制で実施することは、現実的に難しく、議員からも、業者への外注での御提案ですが、この調査は、立木を売り払うための、予定価格を算定するために行う基礎作業となりますので、入札に参加予定の町内業者は外し、町外の事業者には調査を委託することとなりますが、受託をしてもらえる事業者がいるかどうか。また、毎木調査にかかる費用に関し、以前に、関係機関に確認をした際には、ヘクタール当たり15万円前後の費用がかかるような話も聞いてございます。売払いによられる収入が減少することにつながることを思っております。このことから、外注による毎木調査につきましては、費用対効果や事業者の状況、担当職員の配置体制等を含めて、慎重に検討してまいりたいと存じますが、現段階では考えてございませんので、御理解いただきたいと存じます。

○議長（荒木正光君） 再々質問ございますか。はい、簡潔にお願いいたします。

○6番（竹中進一君） ただいまの答弁の中で、町有林を利用した公共施設の現状ということで、その点は、町有林の材料、木材を利用するということは全体的に利用するのではなくて、シンボリックに何か所かだけ、例えば玄関とか、浦河でやっているような看板だとかそういったものでも、大変効果があるのではないかなというふうに考えております。

それとですね、診療所の改築に当たっては、もし、木材を利用するのであれば、いろいろな条件はございますけれども、林野庁のホームページを見ますと、公共建築物の木造化や内装木質化、これに81億8500万円の予算をもって、これに該当すると2分の1の補助が得られるわけです。ですから、こういったことも、検討しながら是非とも前向きな取り組みをお願いしたいと思います。

○議長（荒木正光君） はい。鳴海町長。

○町長（鳴海修司君） 竹中議員の再々質問にお答えします。議員提言の補助制度につきましては、十分に熟知しているところでございますが、現在、基本計画に、診療所につきましては、基本計画に向かって取り進めておりますので、この後の実施計画も含め、建築基準法や消防法に照らし、検討することとなりますが、現在するしないの御返答はこの場では控えさせていただきます。

○議長（荒木正光君） 以上で竹中議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩といたします。

休憩 午後12時04分

再開 午後12時57分

○議長（荒木正光君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第4 議案第42号

○議長（荒木正光君） 日程第4議案第42号、令和4年度新冠町一般会計補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

なお、質疑は歳出からとし、項ごとに一括して行いますので、発言は内容を取りまとめ明瞭簡潔に補正項目の範疇で質疑を行うようお願いをいたします。

歳出の8ページをお開きください。2款総務費から質疑に入ります。2款総務費、1項総務管理費、説明資料1ページから2ページ。ありませんか。

武田議員。

○1番（武田修一君） 資料で言いますと1ページですね。一般管理費、1目の番号制度対応システム改修委託料についてお伺いいたします。説明資料の表の上のほう、指数ってあります。これには令和3年度の1月1日時点ということなんですけども、現時点で言うと、直近で言いますとどのような数字になるのか。また、その左の対象システムというところがありまして、何行か下がりまして児童手当等システム括弧の中、認定請求、現況届等、その下の等、またその下の等、これら等の中身についても、どういうことがあるのかちょっと説明をお願いします。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） はい。マイナンバーの交付事務につきましては町民生活課のほうで執り行っておりますので、直近のマイナンバーカードの普及状況について御説明申し上げます。9月9日現在でございますけども、1636人に、申請行為を終了いたしまして、交付率につきましては、31.1%となっている状況でございます。それと、対

象システムのシステムの導入の改修内容ということで、町民生活課につきましては、児童手当システム、子育て支援システムについて該当しますので、その部分について御説明申し上げます。児童手当につきましては、児童手当の受給資格、額の認定請求、そのほか児童手当の額の改定請求及び届出、それと、氏名変更、住所変更の届出、児童手当の受給事由消滅の届出、未支給の児童手当等の請求ということで、この他5項目あるんですけども、それについてはちょっと省略をさせていただきますけども、このようなことができるということで改修を進める予定としております。また、子育て支援システムにつきましては、保育施設の利用申込み、保育施設等の現況届、こういったものに対応するための改修を行うという予定をしております。以上でございます。

○議長（荒木正光君） 鷹嘴保健福祉課長。

○保健福祉課長（鷹嘴寧君） 1番下ですね健康管理システムでございますが、妊娠の届等となっておりますが、正しくは妊娠の届出のみですので、等を削除させていただきたいと思っております。訂正をお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 国の方では令和4年度末目標にマイナンバーカードを100%普及させるっていうふうに言ってるんですけども、いくらなんでもこれは厳しいというか、無茶な数字の話じゃないかなと思うんですけども、一人一人この番号制度に対する考え方、受け止めも違うと思えますし、それからお年寄りや外国人となれば、なおさらだと思うんですけども、どうやってマイナンバーカードを普及させ、またオンライン化を進めているのか、その辺りを伺いたいと思えます。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 谷藤町民生活課長。私の方から説明をいたします。まず、6月からですね、職員に対する加入促進ということで、まず役場の中、利用促進を図る取り組みを進めてまいりました。それで8月にはですね、一般町民向けの加入促進といたしまして、8月16日から火曜日本曜日の夜間、そして日曜日の日中、計6回の特設窓口を設置しております。この8月には69名の方がお越しいただいて、70名の申請に結びつけたという実績がございます。9月にも13日から特設窓口を開設して8回を実施する予定でございます。また、8月下旬からはですね、産業団体、社会福祉法人等の各種団体に訪問いたしまして、マイナンバーカードのPRとですね、加入促進を行っている状況です。希望する団体には職域へ出張し申請のお手伝いをするということで取り進めております。また保健福祉課と連携をいたしまして、単身老人世帯への訪問の際、マイナンバーカードに係るPR活動、申請する場合は申請の用紙を持って行ってですね、併せて写真を撮ってお手伝いをするというような取組を行っているところであります。以上でございます。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） はい。よくわかりました。外国人に対してはどうでしょう。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 外国人につきましては、転入の際、来ていただいた際にですね、マイナンバーカードのPRをさせていただいて、その中ですぐ申請したいということがあればですね、その場で申請手続きをとるといような取り組みをしているところでございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

酒井議員。

○8番（酒井益幸君） 8番酒井です。同ページの町有地等測量業務委託料について伺います。古岸の隣接地の売却ということでありませけれども、これについての売却の目的についてもう少し詳しく説明願います。

○議長（荒木正光君） 関口建設水道課長。

○建設水道課長（関口英一君） はい。お答えいたします。場所は古岸でございます。町道に隣接している土地がございまして、このたび地先からそういう御相談の中で、町道としての敷地に必要な部分、影響ある部分はもちろんできませんけども、現地で職員が確認した上でですね、町に必要な敷地を取った上で、その部分を分筆しまして払い下げる、そのためのまず測量と面積の確定のための測量でございますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（荒木正光君） ほかがございますか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 2番中川です。企画費の中で、町の不動屋さん運営補助金と中古住宅流通交付金ということになってるんですけど、実際に町外から新冠に移住したいというふうな希望者がいるんですけども、なかなか住宅事情が悪くて移住できないというふうなことがあるんですけど、どの程度の動きになってるのか教えてください。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） この制度を活用した中で、入ってきた、受入れた移住者の方ということで申し上げますと、過去5年間でいうとトータルで8件になります。1年間の平均でいうと1.6件ということになりまして、年によってばらつきがありますが、2件から3件程度の、この制度を活用した、この制度を活用して純粋に移住してきた方ということではないんですが、この制度を活用した実績としましては年間1.6件でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

中川議員。

○2番（中川信幸君） 結局何て言うんですか、町営住宅に入りたくても何て言うんですか、収入制限の中で入れないというようなこともあるし、そういったことでこういった事業の中でね、住宅が新冠ではなかなか、そのアパートあるいはマンション等ね、満杯になってるということで、新冠に移住したくても来れないというような事情があるんで、そこら辺についてもっと拡大した中でこの事業を進めたらいいと思うんですけどいかがでしょうか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。議員さんのおっしゃるとおりだというふうに思います。当町の中で、当町としては、空き家になりうる可能性のある建物を流通に乗せることによって、再利用させていただくということが、居住環境の件数の確保につながるという考えで、他町よりも先進した形で進んだ政策を打ってございまして、これをさらに今後も推進していきたいというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。ほかに。

竹中議員。

○6番（竹中進一君） 6番竹中です。マイナンバーカードを福祉関係の施設にも出向いて勧奨していくということでございますけれども、高齢者とか障害のある方は、そのポイントをうまく使えるかという心配があるんですけれども、その点はいかがでしょう。

○議長（荒木正光君） 谷藤町民生活課長。

○町民生活課長（谷藤聡君） 一応ですねポイントの関係につきましては、ポイントの申請までの手続については、こちらのほうでサポートをさせていただいております。ただ、行ける行けないについてのサポートはうちの方ではとれませんので、ポイントを使えるように、そこまでのサポートだけさせていただいている状況でございます。

○議長（荒木正光君） よろしいですか。

竹中議員

○6番（竹中進一君） 残念なことにポイントってのは現金化できないんですよね。多分クレジットカードを持ってなければ駄目なのかなというふうに思うんですけども、やっぱり高齢者や障害の方々には使いづらいんで、その辺を優しく、折角の制度でもったいないですからね2万円っていうのは、何とかその人たちのために利用できるような方法を考えていただけないでしょう。

○議長（荒木正光君） 山本副町長

○副町長（山本政嗣君） あくまでもポイントの付与というのは、マイナンバーカードを作っていただく呼び水と申しましょうか、特典として設定されているものというふうに私も捉えております。福祉施設に入所されてる方々の中のほとんどが、御家族がしっかりいらっしゃって、何かあればそういった御家族の皆さん方に、御連絡する体制もとった中で施設入所をいただいているわけでありまして。マイナンバーカードを作成いただいて、今、課長が説明しましたようにポイントが使える状態までなった部分のことにに関して、扶養義務者と申しましょうか、御家族の方がですね、入所者の方のために、何らかの形でお使いになったりするということについては、それは御家庭の中でのことになると思いますので、ポイントをもらうために作るというようなことではなくて、むしろマイナンバーカードをつくる上での特典として捉えていったときにはですね、そういう形の中で対応可能ななどというふうにも考えております。

○議長（荒木正光君） ほかがございせんか。

武田議員。

○1番（武田修一君） 1番武田です。5目企画費、まちの不動産屋さん運営費補助金、それと中古住宅流通交付金についてお伺いいたします。これは平成29年からのスタートだったと思いますけども、トータルの数値は、先ほどありましたかね。ありましたね。この事業の住民周知は今どのような形で年何回行われておりますか。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。年度当初に1回町政事務文書という形で行っているほか、町のホームページ等で周知をしております。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 町の持っている空き家情報っていうのは非常に少ないという現状があると私は思っております。それでこうして折角補助事業、補助金、そして助成金の制度があるんですから、その利用効果を広め高めるために、PRあるいは周知等の充実がもう少し必要でないかなというふうに考えるんですけども、いかがなんでしょうかお伺いいたします。

○議長（荒木正光君） 佐渡企画課長。

○企画課長（佐渡健能君） はい。現状を申し上げますと、住宅を流通に乗せる際には、まず、町のホームページに当たる、あるいは町に問合せがある、もしくは、ここのこの制度のように、不動産事業者の方に問い合わせるとい方がほとんどだと思っております。そういった中では、実務の中では、ニーズに応えられているのかなと感じてはございますが、周知をするその努力についてはこれからも努めていかなければならないことだと考えておりますので、やっていきたいというふうに考えております。

○議長（荒木正光君） 武田議員補正の範疇で質疑をお願いいたします。これは当初で、既に説明をされている部分であります。補正の範囲でお願いをいたします。よろしいですか。ほかございませんか。

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2項町税費、説明資料3ページ、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、9ページ、3項戸籍住民基本台帳費、説明資料4ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ3款民生費に入ります。3款民生費、1項社会福祉士、説明資料5ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、10ページ、2項児童福祉費、説明資料はございません。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので同ページ、4款衛生費に入ります。4款衛生費、1項保健衛生費、説明資料6ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、11ページ、3項水道費、説明資料はございません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので同ページ、5款農林水産業費に入ります。5款農林水産業費、1項農業費、説明資料7ページから9ページ。

武田議員。

○1番（武田修一君） 説明資料を今見ておりますけども、この担い手育成対策支援事業、これまで町独自で支援策としていましたけども、令和4年度から国と北海道の支援の制度が開始されて、要するに町独自の財政支援が4分の1程度になったということだと思っておりますけども、そしてここにありますように町独自で行ってきた財政支援を国、道にも負担を求めてきた結果と言えるというふうにあります。この辺り、やはり町の財政にとっても非常に歓迎されるべきところでもありますし、評価されるべきところだというふうに思っております。こういうふうに国や道にも負担を求めてきたというのは、何時頃からなのでしょう。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） この制度これまでは、町単独の事業費として新規就農者が就農される経費の2分の1以内、限度500万円という非常に町単独費としては高額な補助制度を設けさせていただいております。この制度自体は平成20年度からですね制度を創設いたしまして、ここに21年って書いてますけど、年度としては20年度に制度を創設しまして、これまで実績あるわけがございますけれども、制度を作った当初はですね、国や北海道に同様な補助制度というのはございませんでしたので、これまでいつということではなくて、これまでの間、国への直接的な要望ですとか、担当者レベルでの懇談の場ですとか、そういった場で財政支援を求めてまいりました。これが功を奏したということではないと思っておりますけれども、こういった制度というのは、大なり小なりほかの市町村でもやっておりますし、全国的に農業経営体数の減少というのは歯止めがかかっていない状況を国が鑑みて、今回の制度創設に至ったものだというふうに理解しております。

○議長（荒木正光君） 武田議員。

○1番（武田修一君） 国、道から財政財源面以外の支援というのはあるのでしょうか。

○議長（荒木正光君） 島田産業課長。

○産業課長（島田和義君） このたびの支援創設という点では、国、道の財政的な支援のみということになってございます。

○議長（荒木正光君） ほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（荒木正光君） ないようですので、12ページ、2項林業費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、7款土木費に入ります。7款土木費、1項道路橋梁費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので、同ページ、2項河川費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので同ページ、3項住宅費、説明資料は10ページ。
- 議長（荒木正光君） ないようですので13ページ、8款消防費に入ります。8款消防費、1項消防費。
（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（荒木正光君） ないようですので同ページ、9款教育費に入ります。9款教育費、4項認定こども園費。
武田議員。
- 1番（武田修一君） 今回補正79万2千円ですけども、このこども園の建物の維持管理費、修繕費ですけども、いつごろからこの修繕が必要な状況になっていたのか。それとどうやって点検しているのか、そして現在はどういう状況で対応しているのか、お伺いします。
- 議長（荒木正光君） 湊管理課長。
- 管理課長（湊昌行君） 今回は防水シート、これの一部剥離ということで修繕ということで計上させていただいてございます。この発見したと言いますか、その事情を確認したのが本年6月末に施設の点検として屋上に上がった際に剥離している部分が見つかったということでございます。こども園のこういった点検なんですけども、建物内外、この部分につきましては日常の中で目視による点検をしてございます。しかしながら屋上、屋根につきましては、日常的に行われるものではないものですから、年2回、これを定期として点検をしているところでございます。ですので大体6月ごろと、それと10月末、これは、清掃も兼ねて上に上がってみているということでございます。その部分で本年6月にその事象を発見したといったことでございます。現状でございますけども、剥離したままの状況でございまして、このままに放置しておきますとやはり雨漏りをする恐れがありますので、早急に修繕をする必要があるといったことで今回計上させていただいたということでございます。
- 議長（荒木正光君） 武田議員。
- 1番（武田修一君） この部分は竣工10年経過しているということでもありますけども、今回の修繕部分の資材の寿命というものは何年位のものなんでしょうか。
- 議長（荒木正光君） 湊管理課長。
- 管理課長（湊昌行君） 寿命といいますか、一般的に言われている部分なんですけども、

こういった材料の大体の耐用期間というのが大体5年から7年というふうに伺っておりまして、10年を超えているということで、そういった部分もあるのかなというふうに考えてございます。

○議長（荒木正光君） ほかがございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので同ページ、6項保健体育費、説明資料12ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入に入ります。6ページをお開きください。歳入の質疑はページごとを一括して行います。6ページ、14款国庫支出金、15款道支出金、ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので7ページ、18款繰入金、19款繰越金、20款諸収入ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、歳入歳出の全般にわたって質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第42号に対する討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第42号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第43号

○議長（荒木正光君） 日程第5、議案第43号、令和4年度新冠町国民健康保険特別会計事業勘定補正予算を議題といたします。

これより本案に対する質疑を行います。

質疑は歳入歳出を一括して行います。

発言を許可いたします。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） ないようですので質疑を終結いたします。

引き続き、討論を行います。

反対討論の発言を許可いたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） ないようですので討論を終結いたします。

これより議案第43号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 発委第3号

○議長（荒木正光君） 日程第6、発委第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

議会運営委員会但野裕之委員長。

○5番（但野裕之君） 発委第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書について提案理由を説明します。本意見書につきましては、本年8月24日付けで、北海道町村議会議長会から議決要請があったことから、議会運営委員会として新冠町議会会議規則第14条第3項の規定に基づき別紙意見書を提出するものです。次のページをお開きください。国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書。北海道は将来にわたって持続可能な活力ある北海道の位置づけを目指している。社会資本整備を取り巻く環境は、自然災害や巨大地震等のリスク増大、公共施設の老朽化などの課題を抱える中、社会資本の整備を図ることが必要である。地方財政は依然として厳しい状況にあることから、国と地方の適切な役割分担のもと防災減災、国土強靱化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要である。よって、国においては記載の10項目について、特段の措置を講ずるよう強く要望するもので地方自治法第99条の規定により提出するものです。意見書提出関係機関は記載のとおりです。以上が発議第3号、国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書の提出についてです。御審議の上採択くださるようお願いいたします。

○議長（荒木正光君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。本件については、議会運営委員会から提出されていますので、質疑討論を省略し直ちに採決いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（荒木正光君） 異議なしと認めます。

これより、発委第3号について採決を行います。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発委第3号は原案のとおり可決されました。

本案につきましては、それぞれの関係機関に提出することといたします。

◎日程第7 発議第2号

○議長（荒木正光君） 日程第7、発議第2号、新冠町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案趣旨説明を求めます。

芳住革二議員。

○10番（芳住革二君） 発議第2号、新冠町議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例について提案趣旨を説明いたします。委員訂正については、本定例会1日目の議会のあり方協議特別委員会報告のとおりであります。議会は住民の代表機関として、具体的施策の最終決定と行財政運営の監視機能や政策提案をつかさどり、その役割と責任は格段重くなってきております。議員定数は、まさに議会組織や構成の根幹となる重要な要素を占めております。しかしながら、少子高齢化や人口減少など社会情勢の変化により議員定数の削減は避けては通れない状況にあります。以上のことから、議員定数を12名から11名に定めようとするものであります。附則として、この条例は公布の日から施行し、施行後最初に行われる一般選挙から適用するものであります。

以上、提案趣旨を説明いたしました。御賛同くださるようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒木正光君） 提案趣旨説明が終わりました。

お諮りいたします。本案は、質疑、討論を省略いたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（荒木正光君） 異議ないものと認め、質疑討論を省略いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（荒木正光君） 全員挙手であります。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎日程第8 会議案第10号～日程第11 会議案第13号

○議長（荒木正光君） 日程第8、会議案第10号、日程第9、会議案第11号、日程第10、会議案第12号、日程第11、会議案第13号、閉会中の継続調査及び継続審査について、以上4件を一括議題といたします。

総務産業常任委員会、社会文教常任委員会、議会広報常任委員会、議会運営委員会の各委員長から所管事務調査について、令和3年度新冠町一般会計等決算審査特別委員会委員長から付託事件の審査について、並びに新冠町立国民健康保険診療助成調査特別委員会

委員長から付託事件の調査について、それぞれ会議規則第75条の規定により御手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続調査及び継続審査の申出がありました。

お諮りいたします。各委員長から申出のとおり閉会中の継続調査及び継続審査に付することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 異議なしと認めます。

よって、会議案第10号から第13号は、各委員長からの申出のとおり、継続調査及び継続審査することに決定をいたしました。

◎閉会の議決

○議長(荒木正光君) これをもって、本定例会に付議された案件の審議を全て終了いたしました。

お諮りいたします。会議規則第7条の規定により、令和4年第3回新冠町議会定例会を本日で閉会いたしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(荒木正光君) 御異議ないものと認めます。

本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

◎閉議宣告

○議長(荒木正光君) これで本日の会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長(荒木正光君) これをもって、令和4年第3回新冠町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでございました。

(午後1時33分 閉会)